

第2号様式(第10条関係)

令和6年4月23日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員

上里 善清



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 上里 善清

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	707,193	議会報告印刷代・ポスティング代
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	1,320	書籍購入費
事 務 所 費	791,602	家賃・電気料・水道料金
事 務 費	222,044	コピー機リース料・電話代・コピー機カウント使用料
人 件 費		
合 計	1,722,159	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 77,841 円

広聴広報費

- 議会報告書(2024年3月発行)印刷代
540,185円 × 98.6/100 = 532,622円
上里462,622円、会派70,000円を支払う
- 充当割合 その他 政務活動以外も含むため
- 充当額 462,622 円

お客様No. 006463

営業 000661

領 収 証

No. 343321-1

上里善清 様

日 付	2024年03月29日
金 額	¥540,185※

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

内 訳	金 額	摘 要
現 金	¥540,185	議会報告

丸正印刷株式会社

〒903-0211

沖縄県西原町小那覇1215番地

TEL 098-835-8181 FAX 098-835-8184



広聴広報費

- 議会報告書(2024年3月発行)ポスティング代
- 充当割合 $\frac{98.6}{100}$ 政務活動以外も含むため
- 充当額 244,571 円

お客様No. 006463

営業 000601

領 収 証

No. 343320-1

上里善清 様

日 付	2024年03月29日
金 額	¥248,044※

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

内 訳	金 額	摘 要
現金	¥248,044	ポスティング業務

丸正印刷株式会社

〒903-0211
沖縄県西原町小那覇12
TEL 098-835-8181 FAX 0



広報紙充当可能割合確認票

議員名

上里 善清

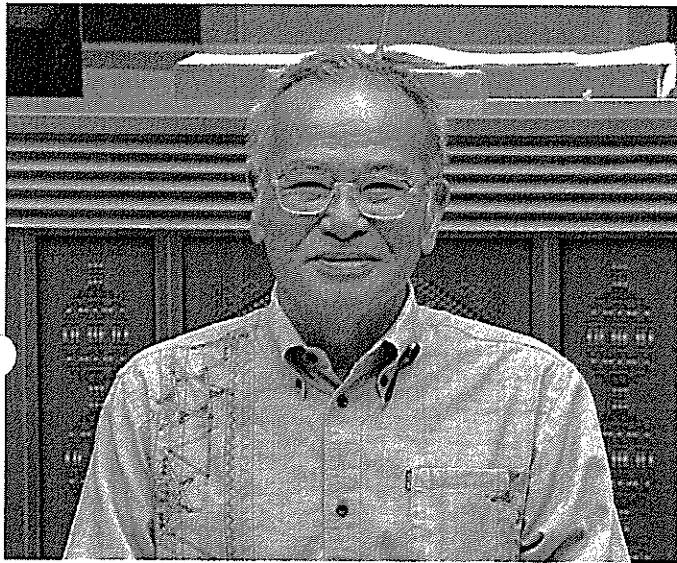
広報紙名	紙面割合
上里 善清 議会報告 2023年～2024年 (発行: 2024年3月)	●全体面積: $36.3\text{cm} \times 25.7\text{cm} \times 2\text{面} = 1865.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 25.6cm^2 ① $1.3\text{cm} \times 12.2\text{cm} = 15.9\text{cm}^2$ ② $0.6\text{cm} \times 12.2\text{cm} = 7.4\text{cm}^2$ ③ $0.5\text{cm} \times 4.6\text{cm} = 2.3\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (25.6\text{cm}^2 / 1865.8\text{cm}^2) = 0.9863 \approx 98.6/100$ 以下

県議会議員
ウエザト善清

議会報告 2023年～2024年

発行日：2024年3月 発行人：ウエザト善清

2023年 代表質問



ご挨拶

はいさい ぐすーよー ちゅうがなびら つねひーじー
チャーガンじゅうしみせーが やーさい
県議会議員のウエザト善清です。

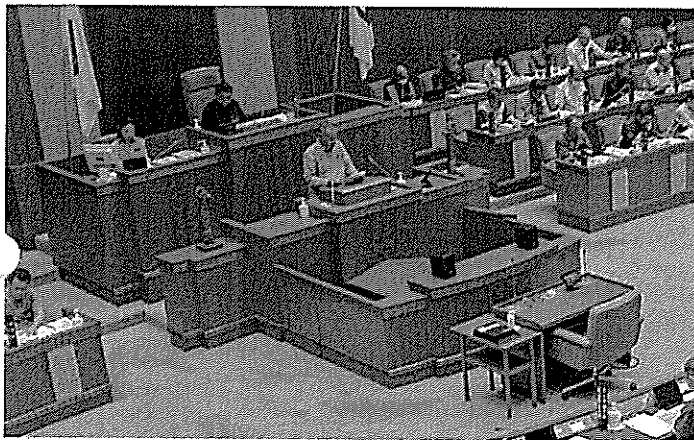
議会においては、会派「ていーだ平和ネット」で活動しています。ウエザト善清は、先人から託された平和のバトンを受け取り、基地問題をはじめ、戦争遺骨問題、子どもの貧困問題、高齢者・障がい者の医療・福祉、農林・水産・畜産業関係など県政や、中頭郡区の諸課題にひたむきに取り組んでいます。新聞報道によりますと、住んでみたいアンケートの結果で、沖縄県は1位となりました。しかし、基地問題等の課題が沖縄の自立発展を阻害しております。その課題を解決することでさらなる沖縄県の経済の発展と、牽いては県民の所得の向上①につなげます。 12.25

② ウエザト善清は、未来ある命を守り、県民の暮らしを改善するため掲げた諸課題の解決に向け全力で頑張ります。 13.1

③ 今後とも皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。 0.5.27
て、ご挨拶といたします。 7.6cm

ユタザルグド ウニゲーサピラ

定例議会



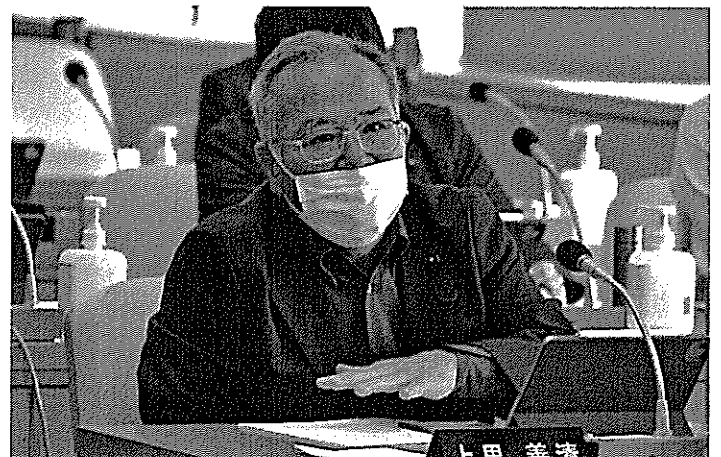
県議会 令和5年 6月代表質問



県議会 令和5年 9月一般質問

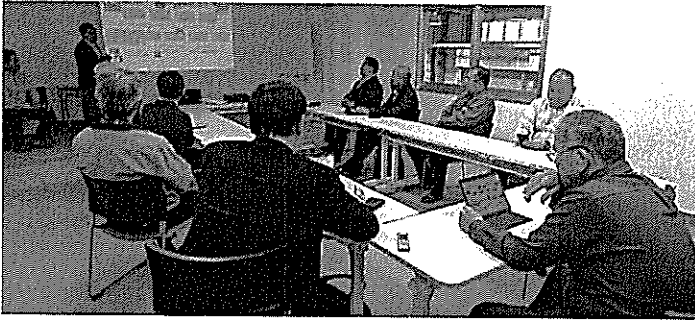


県議会 令和5年 11月一般質問



県議会 令和5年 予算委員 参考人沖電
ト里 善清

県内視察



スタートアップ事業(風力発電とEV自動車)の視察[うるま市]



海洋温度差発電の視察[久米島町]

県外視察



新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会[名古屋]



新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会[栃木]



経済労働委員会[北海道]

6月代表質問(2023年6月)

①辺野古新基地建設について

サンゴの移植で生存する確率は20%に過ぎない。世界でも類を見ない貴重な自然遺産である。移植は無謀な計画と言っても過言ではない。見解を伺う。

【答え】 沖縄県知事

沖縄県は国地方系争処理委員会に審査申請を行い、去る6月16日に池田副知事が農林水産大臣の是正の指示の違法性について意見を陳述を行ったところであります。

沖縄県としましては、憲法の保障する地方自治及び水産資源の保護培養の観点から、沖縄県の主張が認められるよう、引き続き対応してまいります。

【その他の質問】

- ②首里城再建と司令部壕の保存・公開について
- ③保安3文書の改訂により敵基地攻撃能力(ミサイル)の配備について
- ④観光産業(人材確保・公共交通・保安検査員・宿泊税)
- ⑤物価高騰対策(電気、水道料金の支援・畜産飼料の支援)
- ⑥環境問題(外来植物対策・希少動植物の保全)
- ⑦教育行政(教員不足の対応・働き方改革・部活動改革)
- ⑧MICE施設(条例、整備、運営方法・MICE施設背後地の用途変更)

12月一般質問(2023年12月)

①地域外交について

日米が敵基地攻撃に踏み込めば、沖縄の米軍基地・自衛隊基地は相手の攻撃目標となり、再び沖縄が戦場となる。優先すべきは外交努力であり有事を煽る事ではない。中国をはじめ東アジアとの交流(文化・経済交流)が大事である。地域外交の推進について伺う。

【答え】 沖縄県知事

沖縄県は独自のソフトパワーを生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野で国際交流を行ってきた。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画にのっとり、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献できるよう沖縄独自の地域外交に取り組みたい。

9月一般質問(2023年9月)

- ①台湾海峡の平和と安定には抑止力を機能させる軍備増強と戦う覚悟が求められるとの麻生発言に対する知事の見解を伺う。

【答え】 沖縄県知事

米軍基地の集中・自衛隊の配備の拡張は、かえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じる恐れがあり大変懸念している。政府は、発展と安定のため、緊張緩和と信頼の醸成に取り組むべきである。

【その他の質問】

- ②戦争遺跡(県認定の遺跡数・保存状況)について
- ③土地利用規制法に対する県の認識・指定の見直しについて
- ④沖縄振興予算の本来の趣旨について
- ⑤脱炭素化(予算獲得目標・再エネの各分野の目標・プラスチック工場・沖縄電力との連携)の取り組み
- ⑥農林水産業(新規就農者支援策・食料自給率アップ・漁業従事者支援策・農林水産業強化)の取り組み
- ⑦琉大病院跡地利用(琉大薬学部設置・医療施設の誘致)について
- ⑧教育行政(教職員の働き方改革、中・高校35人学級導入・DX)の推進・県立高校学生寮の整備)について

【その他の質問】

- ②基地増強(南西諸島自衛隊基地の強化・敵基地攻撃ミサイル配備・公共施設(港湾・空港)の使用)について
- ③水道料金の値上げについて
- ④2024年度予算確保(一括交付金・沖縄振興予算増額)について
- ⑤食料自給率(主食雑穀(稲・麦・粟・大豆・小豆)、畜産業・水産業)の向上について
- ⑥西原町街づくり(大型MICE施設の進捗・西地区区画整理事業への予算処置・小波津川河川整備事業の進捗・県道の進捗(浦添西原線・那覇北中城線・幸地インター)の進捗・琉大薬学部の進捗)について
- ⑦物価高騰対策(電気料金への支援策・水道料金値上げの延期・ガソリン高騰への支援・飼料、肥料高騰の農家への支援)について

資料購入費

- 書籍購入費
- 充当割合 全額 政務活動のため県政課題の情報収集
- 充当額 1,320 円

領 収 証

2023年8月3日

上里 善清 様

株式会社 自治体研究社
代表取締役 長平 弘

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123矢来ビル

電話:03-3235-5941

商品番号・商品名	数量	単価	金額	備考
辺野古裁判と沖縄Jの誇りある自治 -検証 辺野古新基地建設問題-	1	1,200	1,320	税込特別価格
合計		税込	¥1,320	

上記正に領収いたしました

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃 60,150円×8ヶ月 令和5年4月～11月	481,200	全額	481,200
毎月払	事務所家賃 66,150円×4ヶ月 令和5年12月～令和6年3月	264,600	全額	264,600
毎月払	事務所電気料 令和5年4月分	2,113	全額	2,113
毎月払	事務所電気料 令和5年5月分	2,209	全額	2,209
毎月払	事務所電気料 令和5年6月分	2,553	全額	2,553
毎月払	事務所電気料 令和5年7月分	2,094	全額	2,094
毎月払	事務所電気料 令和5年8月分	1,615	全額	1,615
毎月払	事務所電気料 令和5年9月分	1,926	全額	1,926
毎月払	事務所電気料 令和5年10月分	1,809	全額	1,809
毎月払	事務所電気料 令和5年11月分	1,756	全額	1,756
毎月払	事務所電気料 令和5年12月分	1,785	全額	1,785
毎月払	事務所電気料 令和6年1月分	2,572	全額	2,572
毎月払	事務所電気料 令和6年2月分	4,051	全額	4,051
毎月払	事務所電気料 令和6年3月分	2,464	全額	2,464
毎月払	事務所水道料金 令和5年4月分～令和6年3月分	18,855	全額	18,855
事務所費 充当合計		/	/	791,602

事務所費

- 家賃 月額60,150円 (令和5年4月～11月分)
- 家賃 月額66,150円 (令和5年12月～令和6年3月分)
- 充当割合 $\frac{\text{全額}}{\text{全額}}$ 政務活動のため
- 充当額 745,800 円

5- 4- 6 振出	*60,150家賃	4月
5- 5- 8 振出	*60,150家賃	5月
5- 6- 6 振出	*60,150家賃	6月
5- 7- 6 振出	*60,150家賃	7月
5- 8- 7 振出	*60,150家賃	8月
5- 9- 6 振出	*60,150家賃	9月
5-10- 6 振出	*60,150家賃	10月
5-11- 6 振出	*60,150家賃	11月
5-12- 6 振出	*66,150家賃	12月
6- 1- 9 振出	*66,150家賃	1月
6- 2- 6 振出	*66,150家賃	2月
6- 3- 6 振出	*66,150家賃	3月

事務所概要申告票

議員名 上里善清

1. 物件の所在

住所	中頭郡西原町字翁長 240-4
電話番号	098-943-4101

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [ドリームハウス] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別
--

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上里善清



賃貸人 氏名



住所



事務所概要申告票

議員名 上里善清

1. 物件の所在

住所	中頭郡西原町字翁長240-4	
電話番号	098-943-4101	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ドリームハウス]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上里善清



賃借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 上里善清

1. 事務所の状況

住所	中頭郡西原町字翁長240-4
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

政務活動のための為

(関係経費)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥150	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	¥60,000	円
その他	手数料 ¥150	円
		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上里善清



事務所費充当状況申告票

議員名 上里 善清

1. 事務所の状況

住所	中頭郡西原町字翁長240-4
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみの為全額充当
 インボイス登録完了に伴い、家賃月額60,000円が令和5年12月家賃より66,000円に変更になる。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	66,000 円	家賃(月額)	66,000 円
その他	口座振替手数料 150 円	その他	口座振替手数料 150 円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上里善清



お 知 ら せ

☆ 日頃、当アパートご入居頂きありがとうございます。
家主の■■■■さんがインボイスの登録が完了したとの連絡がありました。
まことに申し訳ありませんが1・2月分家賃より消費税が発生致します。ご了承何卒よろしくお願い致します。

令和5年12月分より

〒903-0124 沖縄県西原町字具屋102-2

ドリームハウス

TEL (098) 946-355

の情報

最新情報

登録番号

氏名又は名称

登録年月日

令和5年10月1日

最終更新年月日

令和5年10月4日

履歴情報

公表以後の履歴について表示しています。

No.1

適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

新規

貸室賃貸借契約書

期間 自 令和2年7月1日
至 令和4年6月30日

名称

賃貸人

賃借人 上里 善清

〒903-0124 沖縄県西原町字呉屋102-2

ドリームハウス

TEL (098) 946-3553

FAX (098) 946-3646

比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をすることができる。

第4条 (延滞害金)

乙が賃等の全部又は一部の支払いを延滞した場合、延滞した日数が15日を過ぎた場合は、一律1,000円の遅延損害金を甲に支払う。

第5条 (敷金・礼金)

1. 乙は敷金として金 60,000 円、礼金として金 円を甲に支払い甲はこれを受領した。
2. 敷金返還の時期は、乙がすべての精算及び明け渡しを完了した後とし、その 10 割を返還する。但し、契約未満の退去に関しては敷金没収とする。
3. 敷金の返還は乙の本件貸室退後、現状回復のための検査・見積後とする。但し未納家賃その他債務があればこれらを返還すべき敷金の中から差引いたうえ退去後30日以内に残金を返還する。
4. 乙は前項の場合以外、敷金をもって本契約に関する支払いに充当することはできない。敷金には利息をつけない。

第6条 (転貸等の禁止)

乙は賃借権を第三者に転貸又は譲渡ししてはならない。これに違反した場合、甲は即時本契約を解除することができる。その際、乙は即時本件貸室を完全に明け渡さなければならない。

第7条 (建物付属設備の設置)

乙は本物件に内装工事や模様替え等を行ってはならない。但し、甲の同意を得ればこの限りではない。その費用は乙が負担する。

第8条 (立ち入り点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、放火、防犯、救護等に関し、必要ある時は、本物件内に立ち入り必要な処置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。

第9条 (棄損等による賠償責任)

乙、又はその使用人及び乙に関わる者が、本物件・その付属並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

第10条 (契約の解除)

乙が次の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求めることができる。

1. 2カ月以上、賃料の支払いを怠った時。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断した時。
3. 乙又はその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体(暴力団過激な政治活動集団)関係者であり、且つ近隣住居者の平穩を害する恐れのある行為があった時。
4. 騒音その他、甲及び近隣に迷惑となる行為をした時
5. 無断で本物件から退去した時、又は正当な事由なく2カ月以上本物件を使用しない時。
6. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第3者に転貸し、又は当該賃借権を譲渡した時。
7. 本物件を第1条の事業以外の用に供したとき。
8. 契約に際し、乙又は連帯保証人の提出した契約書及び添付書類等に虚偽があったとき。
9. 銀行取引の停止又は破産手続き・民事再生手続き・会社更生手続き等の開始があった時。

第11条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従って賃借物件を明け渡すものとする。

1. 乙は退去に伴う電力、ガス、水道代等の最終料金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行う。
2. 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び乙所有の物品を乙の費用を以て収去し、本契約締結時の現状に復するとともに建物内外の清掃及び、ゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

3. 乙が賃貸物件を現状に復さない時は、甲は自力で諸造作設備等を撤去し、その費用は乙が負担とする。
4. 前項の定めに関わらず、甲は、乙が改造等をした部分について乙との話し合いにより、無償にて存置せしめることができるものとする。
5. 乙が賃借物件を明け渡した後に、残した物品がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、任意に処分しても乙は一切異議を述べない。
6. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約終了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料相当額ならびに電気、ガス、水道料金等甲が破った損害等を賠償しなければならない。
7. 乙は明け渡しに際し、その事由、面目の如何にかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることができない。

第12条 (契約期間中の修繕)

1. 甲は第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない
3. 本物件内に破損個所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙はこれを賠償する。

第13条 (乙からの解約)

1. 乙は甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

第14条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は本契約条項を承諾の上、乙の甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人とともにすべての処置を行う

第15条 (紛争処理)

本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。

尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄裁判所にて行うものとする。

第16条 (特約条項)

1. 乙は本物件に付属する駐車場の使用方法について、甲の指示に従う
2. 本物件退去に際し、室内の清掃費用は乙負担とする。

令和 3 年 4 月 26 日

貸 貸 人 (甲) 住 所

氏 名

貸 借 人 (乙)

住 所 西原町字兼久 267-3

氏 名

上里善清

連 帯 保 証 人

住 所

(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名

連 帯 保 証 人

住 所

(極度額 ¥1,440,000-)

氏 名

仲 介 人

〒903-0124

沖縄県西原町字呉屋 102 の 2

ドリー ム ハ ウ ス

TEL 9 4 6 - 3 5

宅地建物取引主任者

事務所費

5- 5-16 振出	*2,113	キナワテ	ツリヨク	5ツキ	4月
5- 6-13 振出	*2,209	キナワテ	ツリヨク	6ツキ	5月
5- 7-14 振出	*2,553	キナワテ	ツリヨク	7ツキ	6月
5- 8-17 振出	*2,094	キナワテ	ツリヨク	8ツキ	7月
5- 9-13 振出	*1,615	キナワテ	ツリヨク	9ツキ	8月
5-10-13 振出	*1,926	キナワテ	ツリヨク	10ツキ	9月
5-11-13 振出	*1,809	キナワテ	ツリヨク	11ツキ	10月
5-12-13 振出	*1,756	キナワテ	ツリヨク	12ツキ	11月
6- 1-16 振出	*1,785	キナワテ	ツリヨク	1ツキ	12月
6- 2-14 振出	*2,572	キナワテ	ツリヨク	2ツキ	1月
6- 3-13 振出	*4,051	キナワテ	ツリヨク	3ツキ	2月
6- 4-12 振出	*2,464	キナワテ	ツリヨク	4ツキ	3月

- 電気料金(令和5年4月～令和6年3月分)
- 充当割合 $\frac{\text{全額}}{\text{全額}}$ 政務活動のため
- 充当額 26,947 円

事務所費

5- 5-22 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ04ツキ	4月
5- 6-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ05ツキ	5月
5- 7-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ06ツキ	6月
5- 8-21 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ07ツキ	7月
5- 9-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ08ツキ	8月
5-10-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ09ツキ	9月
西原町物価高騰対策により基本料が	"	10月
無料となった。	"	11月
	"	12月
6- 2-20 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ01ツキ	1月
6- 3-21 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ02ツキ	2月
6- 4-22 振出	*2,095ニシハラサイト"ウ03ツキ	3月

- 水道料金(令和5年4月～令和6年3月分)
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当額 18,855 円

事務費

13	5-5-8	振出	*11,000円-7°ファイクス	4月
20	5-6-5	振出	*11,000円-7°ファイクス	5月
	5-7-3	振出	*11,000円-7°ファイクス	6月
2	5-8-3	振出	*11,000円-7°ファイクス	7月
14	5-9-4	振出	*11,000円-7°ファイクス	8月
15	5-10-3	振出	*11,000円-7°ファイクス	9月
3	5-11-6	振出	*11,000円-7°ファイクス	10月
	5-12-4	振出	*11,000円-7°ファイクス	11月
7	6-1-4	振出	*11,000円-7°ファイクス	12月
	6-2-5	振出	*11,000円-7°ファイクス	1月
12	6-3-4	振出	*11,000円-7°ファイクス	2月
	6-4-3	振出	*11,000円-7°ファイクス	3月

- コピー機リース料(令和5年4月～令和6年3月分)
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当額 132,000 円

事務費

5- 5- 1 振出	*6,164NTT 0079717804	4月
5- 5-31 振出	*6,166NTT 0079717804	5月
5- 6-30 振出	*5,009NTT 0079717804	6月
5- 7-31 振出	*6,166NTT 0079717804	7月
5- 8-31 振出	*3,746NTT 0079717804	8月
5-10-31 振出	*7,492NTT 0079717804	9月、10月
6- 1- 4 振出	*7,492NTT 0079717804	11月、12月
6- 2-29 振出	*7,492NTT 0079717804	1月、2月
6- 4- 1 振出	*4,238NTT 0079717804	3月

- 電話料金(令和5年4月～令和6年3月分)
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当額 53,965 円

事務費

令和6年4月8日

領収証

No 008404

上里善清様

収入印紙

お客様コード 0004

領収金額 ¥36,079 円也

経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金		令和5年4月～ 令和6年3月迄加計代金
小切手		
手形		
相殺		
値引		
		消費税額10% ¥3480

(株)西事務機



〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字翁長860番地
TEL (098) 946-4649
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。御返入金

※社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

- コピー機カウント代(令和5年4月～令和6年3月分)
- 充当割合 全額 政務活動のため
- 充当額 36,079 円